

再授与申請（教員免許状期限切れ失効による再取得）

令和 4 年 7 月 1 日
(令和 5 年 5 月 22 日更新)

- ※ 教員免許更新制（平成 21 年 4 月 1 日導入／令和 4 年 7 月 1 日廃止）による期限切れ以外の事由による失効の場合、このページでご案内する内容と異なりますので、詳細につきましてはお問合せください。
- ※ 教員免許状の取得申請は、教員として勤務中（予定）の方は勤務（予定）地の都道府県教育委員会、それ以外の方は住所地の都道府県教育委員会に行うのが一般的です。必ずしも失効した免許状と同じ都道府県教育委員会に申請する必要はありません。

教員免許更新制により教員免許状が失効した方は、以下により再授与申請ができます。

1 申請根拠規定の確認

教員免許状の根拠規定（取得方法）は、免許状ごとに定められています。
失効前の免許状を取得したときと同じ根拠規定（取得方法）で再授与申請を行います。

【重要】根拠規定の確認方法 = 失効した免許状をチェック

- 平成 21 年 4 月 1 日以降に取得・書換・再交付された免許状（ヨコ型）
→ 表面の中ほどに記載あり。【例：根拠規定 免許法別表第一】
- 上記以前に取得した免許状
 - ・ ヨコ型の免許状 → 裏面に記載されていることが多い。
【例：授与条件 教育職員免許法第 5 条別表第 1】
 - ・ タテ型の免許状 → 表面に記載されていることが多い。
【例：根拠規定 教育職員免許法第 5 条第 1 項別表第 1】

- ※ 以下の根拠規定は、平成 31 年 4 月 1 日に変更されました。
それより前に取得された方は変更後の根拠規定に従ってください。
〔学校栄養職員の特例制度による栄養教諭免許状取得〕
免許法附則第 18 項 → 免許法附則第 17 項
〔幼保特例制度による幼稚園教諭免許状取得〕
免許法附則第 19 項 → 免許法附則第 18 項

【注 意】根拠規定が再授与申請時まで廃止・改正されていると、再授与できないことがあります。

2 申請に必要な書類、申請方法等

『授与（教員免許状の新規取得・領域の追加はこちら）』のページで、1 で確認した根拠規定と同じ「申請方法等」の欄を参照してください。

失効した免許状の原本又は写しをお持ちの方は、「申請方法等」で案内している書類と併せて提出をお願いします。

『授与（教員免許状の新規取得・領域の追加はこちら）』の表示イメージ（ページ下部）

申請方法			
申請区分によって手続き方法や申請書類が異なりますので、下記より手続き方法等について確認のうえ、申請されますようお願いいたします。 申請要件や申請方法等に不明な点がある場合は、免許担当までご連絡願います。			
申請区分			
申請する免許状の種類	申請区分	申請要件	申請方法等
臨時免許状 （学校種共通）	新規取得	教育職員免許法第5条第5項の規定による（※2）	新規取得
	更新（※1）		更新
幼稚園教諭 小学校教諭	新規取得	基礎資格（短期大学士、学士等の学位）+所要単位	別表第1
		隣接校種の免許状+教員としての在職年数+所要単位	別表第8
		教員資格認定試験合格	教員資格認定試験
		保育士としての在職年数+所要単位	免許法附則第18項
上進	教員としての在職年数+所要単位	別表第3	
中学校教諭 高等学校教諭	新規取得	基礎資格（短期大学士、学士等の学位）+所要単位	別表第1
		他教科の免許状+所要単位	別表第1

該当する根拠規定の欄をクリック

【重要】「学力に関する証明書」の適用法令（新法、旧法など）

○「学力に関する証明書」とは？

= 教員免許状を取得するための基礎資格や単位の修得状況等を記載した専用の証明書です。

「成績証明書（秀・優・良・可…／S・A・B・C…等、学業成績が記載されたもの）」とは異なりますので、留意してください。

○ 免許法別表第1、2、2の2による申請

→ 大学等に入学年度を伝えて、在籍当時の法令に従った様式の「学力に関する証明書」を提出してください。

最新の法令に従った様式で証明書を提出した場合、卒業後の免許法改正により、新しく追加になった科目については、未履修のため単位不足となってしまう可能性があ

ります。

在籍当時から免許法が改正されていても、当時の様式で単位が充足していたことが確認できれば単位不足にはなりません。

(なお、2以上の大学等で単位を修得した場合の適用法令はお問合せください。)

○ その他の根拠規定による申請

→ 最新の法令に従った様式の「学力に関する証明書」を提出してください。

取得後に免許法が改正されていた場合、最新の法令に従った単位が必要なため、再取得できないことがあります。

3 申請に必要な証明書の提出を一部省略できる場合 (令和4年9月30日追加)

次の①～④すべての要件を満たす再授与申請の場合に限り、『更新制により失効した免許状の原本又は写し』を提出することで、申請に必要な証明書の提出を一部省略することができます。

※ ④については、申請書類のご提出後に福島県教育委員会(義務教育課)が照合します。
照合の結果、失効した免許状の内容を確認できない場合は、一部省略はできません(別途、追加書類の提出を依頼します)。

【要件】 ※ すべてにあてはまる必要があります

- ① 更新制により失効した免許状と「同種」の免許状に係る申請であること。
- ② 失効した免許状が「福島県教育委員会」の発行した「普通免許状」であること。
- ③ 申請根拠規定が「免許法別表第1、別表第2、別表第2の2」のいずれかであること。
(→ 1ページの「1 申請根拠規定の確認」を参照)
- ④ 福島県教育委員会が保有する原簿(免許状の情報)で失効した免許状の内容を確認できること。



**【注意】福島県以外の免許状の場合
省略不可 (④の照合ができないため)**

【省略できる書類】

- ・ 学力に関する証明書
- ・ 実務成績証明書(第3号様式) [実務成績を用いて、修得単位数の軽減を受ける場合]
- ・ 介護等体験実施証明書 [小学校/中学校教諭の普通免許状の申請の場合]

お問い合わせ先

義務教育課 免許・就学援助担当

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎5階北側) ← 令和5年5月移転しました

Tel : 024-521-7796 Fax : 024-521-7968

電子メール : gimu_menkyo_01@pref.fukushima.lg.jp